

1 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者

知多市

(参考)

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 西知多医療厚生組合

代表者 管理者 宮島壽男（知多市長）

所在地 愛知県知多市三反田3丁目1番地の2

(備考)

本事業は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）の手續を伴う事業であり、愛知県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛知県規則第74号）別表第1の6の項のイ（ごみ処理施設の設置の事業）の対象事業要件「1日当たりの処理能力の合計が150トン以上である施設を設けるもの」に該当することから、都市計画決定権者である知多市が、「愛知県環境影響評価条例」（平成10年愛知県条例第47号）第30条の2の規定に基づき、環境影響評価手續を行うものである。

